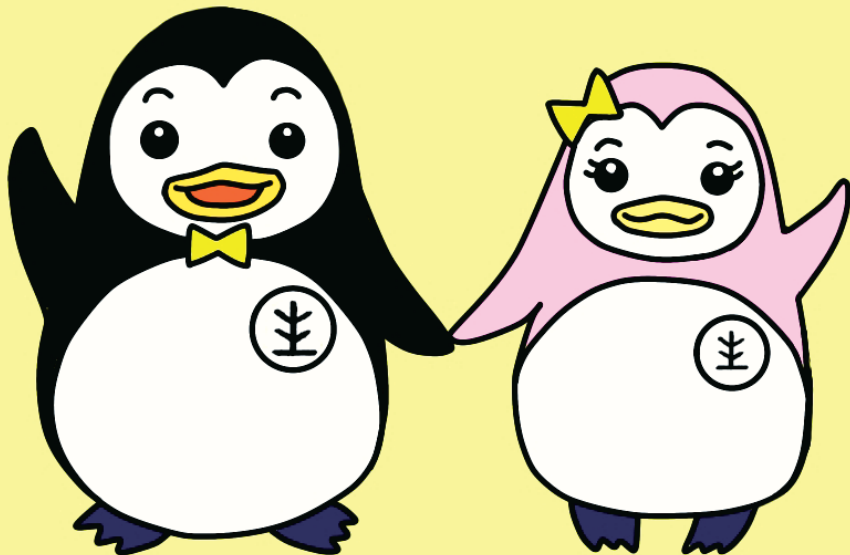


保護司、更生保護女性会、BBS会
というボランティア



更生保護ってなんですか？

罪を犯した人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。





保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。全国に886保護区、約47,000人の保護司が活躍しています。古くから民間篤志家が、刑務所を出所した者や少年の保護に当たってきたことなどがルーツとされています。民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、国の職員である保護観察官と協働して活動しています。

保護司の身分

- ①法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員ですが、給与は支給されません。
- ②任期は2年ですが、再任は妨げません。
- ③保護司の条件として、健康で、社会的信望があることや、欠格事項として、禁錮以上の刑に処せられたことがあるなどがあります。

このような活動をしています。

保護観察

月に2～3回程度、保護観察を受けている人を自宅などに招いたり、家庭を訪問したりして面接を行い、保護観察期間中の遵守事項を守るよう指導するほか、就労の援助、本人の悩みに対する相談等を行っています。

生活環境の調整

矯正施設（刑事施設や少年院）に収容されている人が釈放されたときに、更生に適した環境で生活できるよう、収容中から釈放後の住まいの調査や家族などとの話し合い、就職先や就学先の調整を行うなどし、受入態勢を整えるための活動を行っています。

犯罪予防活動

犯罪や非行の発生を未然に防ぐことを目的として、様々な犯罪予防活動を実施しています。

また、“社会を明るくする運動”など、地方公共団体、学校等教育機関、福祉関係機関、警察関係者等地域における様々な機関・団体と連携して、更生保護の啓発活動を行っています。



更生保護女性会

更生保護女性会とは、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行うボランティア団体です。全国に約1,300の地区会があり、約133,000人の会員が活躍しています。

このような活動をしています。

刑務所や少年院での協力

受刑者への訪問活動や女子刑務所での浴衣の着付け、少年院における運動会への参加などを行っています。

ミニ集会

「家庭でのしつけ」「非行」など身近なテーマについて地域住民同士で話し合っています。

子育て支援

子育て中の親を対象に子育て相談、親子ふれあい行事などを行っています。

社会参加活動 ・社会貢献活動への協力

保護観察を受けている人が行うレクリエーションや清掃活動・介護補助活動などに協力しています。

更生保護施設 (※1) をサポート

入所者の自立のための料理教室や“おふくろの味”の提供、生花や図書等の寄贈などを行っています。



(※1) 6頁参照



BBS会 (Big Brothers and Sisters Movement)

BBS会とは、非行少年等さまざまな立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、学び、楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。全国に約450のBBS会があり、約4,400人の会員が活動しています。

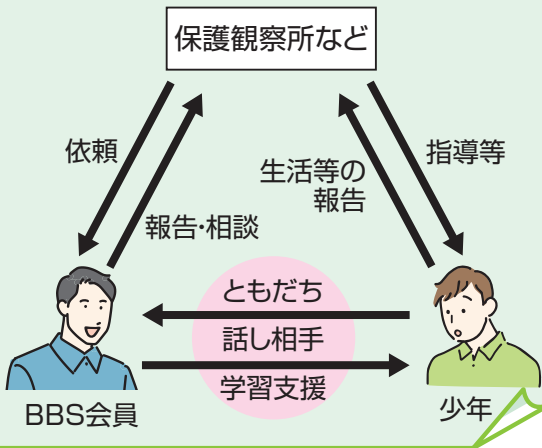
BBSのなりたち

戦後まもない混乱期、町にあふれる孤児に、若者の力で何かできないかと考えた青年たちがいました。その中の一人、京都の学生の投書が契機となって昭和22年「京都少年保護学生連盟」が生まれました。これが日本のBBS運動のスタートとされています。以後、BBS運動は70年以上続いています。

このような活動をしています。

ともだち活動

兄や姉の立場から同じ目線に立って、非行少年たちの話し相手、相談相手となって、彼らの成長や悩みの解消を手助けしています。



社会参加活動・社会貢献活動への協力

保護観察所と協力し、少年たちと共に社会奉仕活動などの様々な活動に参加しながら、社会や誰かの役に立つ喜びを分かち合っています。

グループワーク

少年たちとグループになってスポーツやレクリエーションなど行います。共に何かを楽しむことにより、少年たちに一人ひとりのときとは違った共感や、心を開くきっかけを与えます。



非行防止活動

様々な広報活動や各種イベント、集会などを地域で実施し、犯罪や非行のない明るい社会の実現に努めています。

他の更生保護ボランティアとも協力しています。

更生保護施設

更生保護施設は、刑務所などから釈放された人や保護観察を受けている人などのうち、頼るべき人がいないなどの理由で直ちに自立更生することが難しい人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、円滑な社会復帰を支援し、その改善更生に貢献しています。現在、全国に100施設あり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されています。

●地域の一員としての更生保護施設

地域社会の中にある更生保護施設にとって、決して欠かすことのできないものは地域住民の方々の理解と協力です。

そのため、更生保護施設は、施設周辺の清掃活動や集会室などの地域への開放、施設内での行事の実施など、様々な取組を行っています。



協力雇用主

犯罪や非行をした人の立ち直りには就労先の確保が大変重要ですが、こうした人たちは、定職に就くことが必ずしも容易ではありません。

協力雇用主は、こうした人たちを積極的に雇用し、その立ち直りに協力する民間の事業主です。全国で約25,000の事業主が協力しています。



■更生保護サポートセンター

更生保護サポートセンターは、地域における更生保護活動の拠点として設置され、保護司が駐在して、保護観察対象者との面接場所を提供したり、関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

更生保護女性会員やBBS会員、協力雇用主との協議も頻繁に行われており、連携活動の要として活用されています。

教えて！！ 更生保護ボランティア！！

保護司

和歌山保護司会 会長 小川 史乗
副会長 得津 壽美代

Q 貴会において、どのような経緯で保護司になる方が多いか、保護司となるまでにどのような背景をお持ちの方が多いか、保護司のやりがいを教えてください。

A 当保護司会では、退任予定の保護司から誘われて保護司になっている人が多いと思います。「私は、夫の父親が保護司だったこともあり、保護司になりました。一番最初に薬物事件を担当した時は、最初の面接まで不安があったのですが、実際に会ってみると、どこにでもいるような普通の方で、安心しました。ケースごとに感心させられることも多く、いろいろな人の人生から学ぶこともあります。」(得津保護司)
「保護司になって、はや35年が過ぎました。いろいろな出来事、いろいろな人との出会いがあり、その度に私の人生は豊かなものになっていきました。保護司になって本当によかったと思います。」(小川保護司)

Q SNS やホームページ等の ICT を活用した広報活動内容について、教えてください。

A 当保護司会では、ホームページや SNS を活用して広報活動を行っています。ホームページには、当保護司会の成り立ちや各支部の概要、更生保護サポートセンター和歌山の案内を掲載しているほか、広報誌のデータファイルもダウンロードできます。SNS では、“社会を明るくする運動”などの地域活動の様子について発信していますので、是非ご覧ください。

また、パソコンを操作することができる保護司に教わりながら、オンライン会議を行うようになりました。最初は分からないことだらけでしたが、最近は少しずつ慣れてきました。やればできるものです。画面越しの相手にわかりやすいよう、保護司会・更生保護女性会・BBS 会の名前が入った“幸福の黄色いバックパネル”を作成したり、みんなで知恵を出し合いながら頑張っています。



幸福の黄色いバックパネル

Q 貴会で取り組んでいることについて、教えてください。

A 当保護司会では、新任保護司を計画的に育成する取組として、「新任さんいらっしゃーい」と題して、経験の浅い保護司とベテラン保護司による座談会を開催しています。

更生保護サポートセンターに集まり、ベテラン保護司がこれまでの様々な体験を紐解きながら保護司としての心構えを伝え、悩んだり迷ったりしがちな新任保護司のサポートを行っています。

こうした活動を通じて、更生保護サポートセンターを「処遇活動を支えてくれる心強い場所」、「いつでも気軽に立ち寄れる身近な場所」として知ってもらおうことで、保護司同士のつながりづくりに取り組んでいます。

更生保護女性会

釧路更生保護女性会会長 穂積 貴美子

Q 釧路更生保護女性会の活動内容について教えてください。

A 釧路市内にある更生保護法人釧路慈徳会、釧路刑務支所、釧路少年鑑別支所、児童養護施設等で生活する方々への支援を行っています。特に、釧路慈徳会へは、寄付金や生活必需品の提供を長年続けています。また、他の更生保護団体との連携にも力を入れています。1977年(昭和52年)、釧路地区保護司会、釧路BBS会、釧路更生保護女性会の三者で「木もれ陽協議会」を立ち上げ、お互いの活動で不足しているところを補い合うことを目的とし、定期的集まって情報交換を行う場を設けています。

Q 更生保護女性会の活動のやりがいを教えてください。

A 新型コロナウイルス感染拡大防止対策の一環として、釧路慈徳会に届いた新品の布マスクが、使われないうまま倉庫にしまわれていました。使い道がなく、施設側も困っていたところ、会員の提案で、布マスクの糸を全部ほどいてから手洗いし、アイロンをかけ、縫い直し、ガーゼハンカチを作ることになりました。出来上がったハンカチには、手書きのメッセージカードを一枚ずつ付けて、退所する人たちにプレゼントしています。一人一人ができることは小さいですが、みんなで力を合わせて社会に貢献する活動に参加し、役割をいただくことで、誰かの役に立っているという「成就感」が生きがいにつながっています。

Q 力を入れて取り組んでいる活動について教えてください。

A 毎年、“社会を明るくする運動”の一環として、当会主催で「名士職域かくし芸芸能大会」を実施しています。当日は、子供たちのミュージカルや日本太鼓演奏等の出し物で大いに賑わいます。保護観察所、保護司会、BBS会を始め、市内の多くの団体の御協力の下、開催することができ、人と人が繋がることの大切さを再認識することができる活動です。



名士職域かくし芸芸能大会にて

BBS会

横浜市西区 BBS 会 会長 橋本 夏希

Q BBS の活動内容について、教えてください。

A 1 つ目はともだち活動です。保護観察中の少年と BBS 会員が主に 1 対 1 で関わる活動です。少年と一緒に遊びに出掛けたり、勉強をしたりする中で、少年の自立を支援することを目的としています。2 つ目はグループワークです。少年と BBS 会員が複数名で各種レクリエーションを通して交流します。3 つ目は自己研鑽活動です。更生保護の基礎的な知識の習得、ともだち活動の事例研究などを通してスキル向上を図っています。

Q BBS の活動のやりがいを教えてください。

A やりがいを感じる点として、様々な人と関わるができる場所があります。少年はもちろん、保護司会、更生保護女性会など関係団体の方々や、BBS 会の仲間たちとのつながりを通して、多くの学びがあると日々感じています。入会当初は、少年に対して力になりたい、でもどのような声掛けをしたら良いのかわからなく、自分に何ができるのかという漠然とした不安がありました。でも実際にともだち活動等の経験してみると、少年から教わるのがたくさんあり、自分自身の成長にもつながっていることに気付かされました。これが BBS 活動のやりがいなのだと思います。BBS 会員の皆さんには、あまり気負わず少年と楽しくコミュニケーションを取ってこの楽しさを実感してほしいです。

Q 所属地区会で実施している主な活動（学習支援等）について教えてください。

A ともだち活動はもちろんですが、グループワークと自己研鑽に注力しています。ここ数年のグループワークでは、バーベキュー、横浜の街散策、ビーチボールバレー、お好み焼き作りを実施しました。グループワークに少年が参加してくれたことがきっかけで、ともだち活動が始まったケースもあり、継続的に少年と関わる機会を作り続けることが重要だと考えています。ともだち活動は、年間数名の少年を途切れることなく担当しており、毎月開催している定例会の中で進捗を報告し、会員や保護司の方から様々な角度でアドバイスをもらい、定例会が研鑽活動の場にもなっています。また、新たな活動として、神奈川県内の児童家庭支援センターへの訪問活動を開始し、地域に根ざした活動も行っています。



グループワークの一環でお好み焼き作りをする様子

出典：「令和4年版 再犯防止推進白書」

Q & A

更生保護ボランティアになるには、何か資格や要件がありますか？

保護司には資格や要件があり（3頁参照）、法務大臣の委嘱を受けて活動を行っています。更生保護女性会員やBBS会員は、特別な資格や要件はありません。

罪を償い、再出発しようと努力している人たちにあたたかいまなざしを向けていただける気持ちがあれば、活動に結びつきます。

なお、いずれもお住まいの地区会（BBSの場合は大学単位の会もあります）に所属することとなりますので、くわしくは最寄りの保護観察所までお問い合わせください。



事件や非行をした人たちと接するのは何となくこわいのですが…

彼らの多くは自らの罪や非行を悔やみ、立ち直ろうとしています。

コミュニケーションが少し苦手だったり、大きな態度をとってしまう人も中にはいますが、こちらが身構えてしまうと、相手も構えてしまいがちです。BBSのともだち活動で心配があれば、保護観察官に相談できます。



BBS会員

たとえば、地域の人たちに更生保護の心を伝えるミニ集会や、子育てに悩むお母さんたちを集めての子育て支援教室、地域の子どもたちと一緒に非行防止活動といった活動もありますよ。



更生保護女性会員

初めの頃は、皆さん様々な不安を抱えています。また保護観察対象者への支援などを行うにあたっては、保護観察官と役割分担をしながら行いますし、経験豊かな先輩からのアドバイスも受けられます。

更生保護サポートセンター（※6頁参照）で、気軽に相談してみてください。また、保護司の活動を体験してみる「保護司活動インターンシップ制度」もあります。



保護司

更生保護のこと、よく知らないのですが…

それぞれの団体や保護観察所において研修を行っています。先輩会員や保護観察官が教えてくれますので、安心してください。



くわしく知りたい方は、裏表紙の保護観察所までお気軽にお尋ねください。

『更生保護ボランティアの協働に関する三者宣言』

更生保護が地域で効果を上げていくためには、関係機関団体との連携・協働を進めていくことが必要です。

安全・安心な地域づくりのために、更生保護に携わる関係者が更に心をつなげて、更生保護の一層の充実・強化を図っていこうという趣旨で、全国保護司連盟理事長・日本BBS連盟会長・日本更生保護女性連盟会長の三者による宣言が行われています。

保護司を始め、更生保護女性会員、BBS 会員等の更生保護ボランティアは、自分たちの生活している地域を愛し、その安全・安心と、未来を支える子供たちの健やかな成長のために少しでも役に立ちたいという切なる気持ちから、相互に連携・協働して活動に取り組んでいるところです。

『更生保護ボランティアの協働に関する三者宣言』

保護司・更生保護女性会員・BBS会員は、更生保護ボランティアとして、安全・安心な地域社会を実現するという同じ志のもと、それぞれの特性を生かして、活動を続けてきました。しかし、社会情勢が大きく変容し、更生保護が直面する課題も複雑多様化する中、今まで以上に連携を強化して、一体となってこの困難を乗り越えていくことが求められています。

そこで、私たちは、更生保護の諸活動の実を一層挙げていくため、次のとおり宣言します。

- 私たちは、更生保護の原点が自らの生活する地域への愛情にあることを確認し、協働してそれぞれの地域社会における豊かで、受容的な人間関係の実現を目指します。
- 私たちは、各団体のこれまでの活動の特性と歴史を尊重しつつ、一層強固な信頼関係の構築に努めます。
- 私たちは、更生保護に対する地域社会のニーズに関する情報の把握と共有に努めます。
- 私たちは、各団体の特長を活かした適切な役割分担を行って、協働による活動の成果の向上に努めます。

● 更生保護官署一覧 ●

官署名	郵便番号	住所	電話番号
北海道地方更生保護委員会	060-0042	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目札幌第三合同庁舎	011-261-9907
札幌保護観察所	060-0042	北海道札幌市中央区大通西 12 丁目札幌第三合同庁舎	011-261-9225
函館保護観察所	040-8550	北海道函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	0138-26-0431
旭川保護観察所	070-0901	北海道旭川市花咲町 4 丁目旭川法務総合庁舎	0166-51-9376
釧路保護観察所	085-8535	北海道釧路市幸町 10-3 釧路地方合同庁舎	0154-23-3200
東北地方更生保護委員会	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平 1-3-1 仙台法務総合庁舎	022-221-3536
青森保護観察所	030-0861	青森県青森市長島 1-3-25 青森法務総合庁舎	017-776-6419
盛岡保護観察所	020-0023	岩手県盛岡市内丸 8-20 盛岡法務合同庁舎	019-624-3395
仙台保護観察所	980-0812	宮城県仙台市青葉区片平 1-3-1 仙台法務総合庁舎	022-221-1451
秋田保護観察所	010-0951	秋田県秋田市山王 7-1-2 秋田地方法務合同庁舎	018-862-3903
山形保護観察所	990-0046	山形県山形市大手町 1-32 山形法務総合庁舎	023-631-2277
福島保護観察所	960-8017	福島県福島市狐塚 17 福島法務合同庁舎	024-534-2246
関東地方更生保護委員会	330-9725	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2号館	048-600-0181
水戸保護観察所	310-0061	茨城県水戸市北見町 1-1 水戸法務総合庁舎	029-221-3942
宇都宮保護観察所	320-0036	栃木県宇都宮市小幡 2-1-11 宇都宮法務総合庁舎	028-621-2391
前橋保護観察所	371-0026	群馬県前橋市大手町 3-2-1 前橋法務総合庁舎	027-237-5010
さいたま保護観察所	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-16-58 さいたま法務総合庁舎	048-861-8287
千葉保護観察所	260-8553	千葉県千葉市中央区春日 2-14-10	043-204-7795
東京保護観察所	100-0013	東京都千代田区霞が関 1-1-1	03-3597-0120
横浜保護観察所	231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-201-3006
新潟保護観察所	951-8104	新潟県新潟市中央区西大畑町 5191 新潟地方法務総合庁舎	025-222-1531
甲府保護観察所	400-0032	山梨県甲府市中央 1-11-8 甲府法務合同庁舎	055-235-7144
長野保護観察所	380-0846	長野県長野市旭町 1108 長野法務総合庁舎	026-234-1993
静岡保護観察所	420-0853	静岡県静岡市葵区追手町 9-45 静岡地方法務合同庁舎	054-253-0191
中部地方更生保護委員会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 4-3-1 名古屋法務合同庁舎	052-951-2944
富山保護観察所	939-8202	富山県富山市西田地方町 2-9-16 富山法務合同庁舎	076-421-5620
金沢保護観察所	920-0024	石川県金沢市西念 3-4-1 金沢西合同庁舎	076-261-0058
福井保護観察所	910-0019	福井県福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	0776-22-2858
岐阜保護観察所	500-8812	岐阜県岐阜市美江寺町 2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館	058-265-2651
名古屋保護観察所	460-8524	愛知県名古屋市中区三の丸 4-3-1 名古屋法務合同庁舎	052-951-2949
津保護観察所	514-0032	三重県津市中央 3-12 津法務総合庁舎	059-227-6671
近畿地方更生保護委員会	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6260
大津保護観察所	520-0044	滋賀県大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	077-524-6683
京都保護観察所	602-0032	京都府京都市上京区丸太町今出川上る岡松町 255-4	075-441-5141
大阪保護観察所	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6240
神戸保護観察所	650-0016	兵庫県神戸市中央区橋通 1-4-1 神戸法務総合庁舎	078-351-4005
奈良保護観察所	630-8213	奈良県奈良市登大路町 1-1 奈良地方法務合同庁舎	0742-23-4869
和歌山保護観察所	640-8143	和歌山県和歌山市二番町 3 和歌山地方合同庁舎 6 階	073-436-2501
中国地方更生保護委員会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎	082-221-4497
鳥取保護観察所	680-0842	鳥取県鳥取市吉方 109 鳥取第三地方合同庁舎	0857-22-3518
松江保護観察所	690-0841	島根県松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎	0852-21-3767
岡山保護観察所	700-0807	岡山県岡山市北区南方 1-8-1 岡山法務総合庁舎	086-224-5661
広島保護観察所	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎	082-221-4495
山口保護観察所	753-0088	山口県山口市河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館	083-922-1327
四国地方更生保護委員会	760-0033	香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5090
徳島保護観察所	770-0851	徳島県徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	088-622-4359
高松保護観察所	760-0033	香川県高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎	087-822-5445
松山保護観察所	790-0001	愛媛県松山市一番町 4-4-1 松山法務総合庁舎	089-941-9983
高知保護観察所	780-0850	高知県高知市丸ノ内 1-4-1 高知法務総合庁舎	088-873-5118
九州地方更生保護委員会	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松 4-2-3 福岡第 2 法務総合庁舎	092-761-7781
福岡保護観察所	810-0044	福岡県福岡市中央区六本松 4-2-3 福岡第 2 法務総合庁舎	092-761-6736
佐賀保護観察所	840-0041	佐賀県佐賀市城内 2-10-20 佐賀合同庁舎	0952-24-4291
長崎保護観察所	850-0033	長崎県長崎市万才町 8-16 長崎法務合同庁舎	095-822-5175
熊本保護観察所	862-0971	熊本県熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第二合同庁舎	096-366-8080
大分保護観察所	870-8523	大分県大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	097-532-2053
宮崎保護観察所	880-0802	宮崎県宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	0985-24-4345
鹿児島保護観察所	892-0816	鹿児島県鹿児島市山下町 13-21 鹿児島合同庁舎	099-226-1556
那覇保護観察所	900-0022	沖縄県那覇市樋川 1-15-15 那覇第一地方合同庁舎	098-853-2946

編集 ● 法務省保護局 (令和5年1月)

〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

電話 03-3580-4111 (内線2615)

ホームページアドレス <http://www.moj.go.jp/>

